



information

おしらせ

住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のお知らせ

電力・ガス・食料品等の価格高騰による影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり5万円の給付金を支給します。

◆給付額

1世帯当たり5万円

◆対象となる世帯

①非課税世帯

令和4年9月30日時点で横浜町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている者

の扶養親族のみからなる世帯は対象外

②家計急変世帯

①のほか、家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

◆手続方法

①非課税世帯

対象となる世帯には、町から「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書」を送付します。必要事項を記載し、同封の返信用封筒で返信してください。

※返信がない場合は、本給付金の受給ができません。

※12月上旬に確認書を発送できるよう準備中です。①の対象者であるにもかかわらず12月上旬時点で確認書が届いていない場合は、役場総務課までご連絡ください。

②家計急変世帯

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」に必要事項を記載の上、必要書類（収入が確認できる書類等）を添付して役場総務課まで申請してください。

※申請様式等については、町ホームページに掲載中です。

◆申請期限

①非課税世帯

役場から郵送した日から3ヶ月以内

②家計急変世帯

令和5年1月31日まで

◆申請窓口

申請窓口は、役場1階特設会場（福祉課隣）となります。平日は窓口を開設し、午前9時から午後4時まで受け付けをいたします。

◆お問合せ

◇役場総務課総務防災G

TEL 0175 (78) 2111

(内線 326)

(<http://www.town.yokohama.lg.jp>)

◇内閣府コールセンター（制度についてのお問合せ）

TEL 0120 (526) 145

「横浜町青少年健全育成市民大会」のお知らせ

◆日時

令和4年12月16日（金）

14時～15時20分

（受付13時30分～）

◆場所

横浜小学校 体育館

※体育館側玄関からお入りください

◆大会テーマ

「21世紀を担う子どもたちを非行から守るために」

「地域の子どもは地域で守り育てよう」

◆内容

講演会等

◆演題

「リスク社会に備えるための危機管理～子どもたちの安全を守る社会づくり～」

◆講師

青森中央学院大学

経営法文学部

教授（学長補佐）

大泉 常長 氏

◆その他

どなたでも参加できます。ご家族・ご友人等、お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。なお、発熱や風邪症状等ある場合は、参加を見合わせくださるようお願いいたします。

◆お問合せ
◇横浜町教育委員会
TEL 0175 (78) 6622

家屋に変更があったとき 固定資産税に関する届出等を忘れずに

原則、固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日（賦課期日）現在、町内に土地・家屋・償却資産を所有している人です。

令和4年中に次のように変更などがあつた場合は届出等をお願いいたします。

- ・未登記家屋を新築・増築・改築・取り壊した場合
- ・未登記家屋の所有者に変更があつた場合

※登記されている家屋の所有者変更や滅失については、青森地方事務局むつ支局で手続きをお願いします。

◆お問合せ

◇役場税務課税務G

TEL 0175 (78) 2111

(内線 224・228)

除雪作業にご協力を!

町民が安心して日常生活や産業活動ができるように冬季道路の交通確保に全力をそそいでおりますが、除雪をスムーズに行うため、次のことにご協力をお願いします。

- ① 除雪車でよせた雪を道路に返したり、各家庭の雪を道路に押し出したりしないでください。
- ② 路上駐車はやめましょう。路上の駐停車は除雪の妨げになります。また、故障などでやむをえず路上におくときは、目印に赤旗を立ててください。
- ③ 深夜作業にご理解ください。除雪及び排雪作業は交通量の少なくなった、夜間・早朝に行われます。
- ④ 作業中の除雪車には30m以内に近寄らないでください。
- ⑤ 屋根雪の「雪おろし」は町内会等で一齐に実施できるようにし、上北地域県民局地域整備部、又は役場の運搬・排雪計画に一致するように事前に協議してください。

⑥ 私有物が道路にはみ出していると事故発生の原因になります。降雪時期に入る前に私有物を片づけてください。

⑦ 除雪作業中の物件破損・ケガ人等が発生したら、すぐに、役場建設水道課又は上北地域県民局地域整備部へ連絡してください。

⑧ 道路で遊ぶのはやめましょう。

◆お問合せ

◇役場建設水道課

TEL 0175 (78) 2111

(内341・343・353)

◇上北地域県民局地域整備部

TEL 0176 (23) 4326

融雪溝利用の皆様へ

1. 車の多い道路上での作業となるため、**交通事故やケガ**に注意しましょう。
2. 融雪溝の上は歩道となっております。**しっかりと蓋を閉め段差のないよう**にしてください。
3. フタを開けたら歩行者や車両に危険を知らせるため、**コーンなどの目印を立て**ましょう。
4. 事故の原因となりますので雪捨てが終わったら、**フタはきちんと閉める**ことを守りましょう。
5. 水路が詰まる原因となりますので、大きな雪の塊は小さく砕き、**雪は足で踏み固めない**よう、またゴミなどは取り除きましょう。
6. フタが凍って開かないときは、無理にたたかないで、**お湯などで解か**しましょう。
7. 空家や高齢者宅の前は**隣近所が協力**しあい、高齢者や子供たちが安全に通れるように雪処理をしましょう。
8. **なっちゃんのイラストが描かれた所**には雪を捨てないでください。止水板があり、水路が詰まる原因になります。

●融雪溝利用時間

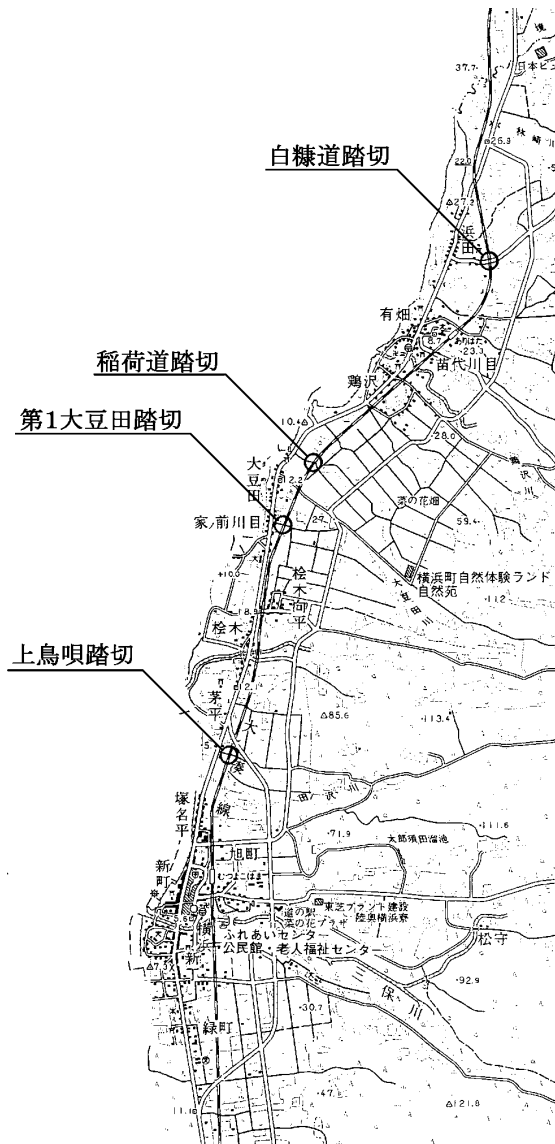
(三保川から横浜駐在所付近まで)

3時30分から18時30分

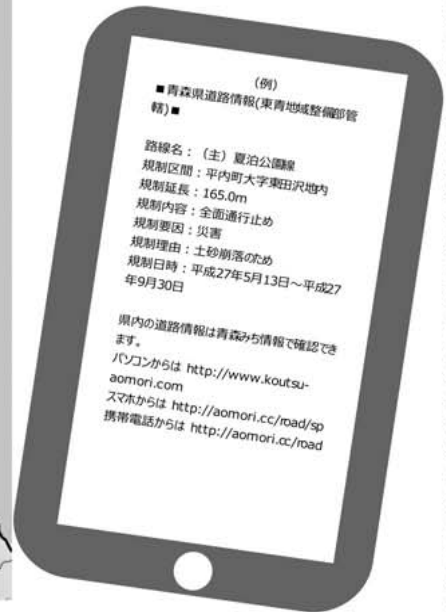
21時30分から1時30分

冬期間の横浜町管内踏切道全面通行止めについて

左記の踏切が冬期間(12月1日(木)から3月15日(水)まで)全面通行止めになる旨、JR青森保線技術センターより連絡がありましたのでお知らせいたします。町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。なお、降積雪の状況により期間を繰り上げ、繰り下げする場合があります。



青森県内の 道路情報を 即座にメール でお知らせ!



青森県が管理する道路で発生した通行止めを、メールでお知らせします。



・メール配信する内容
異常気象、雪及び災害による通行止め
(配信希望エリア毎にお知らせします)
【工事による通行止めや通行止め解除情報はお知らせしません。】

※メールのドメイン指定受信など、受信制限機能を利用している場合には、「ms.cbz.jp」ドメインのメールが受信できるように、あらかじめ携帯電話等の設定をお願いします。

※ご利用者のメールアドレス等の個人情報は、本サービス以外の目的で使用することはありません。

- 登録料は無料ですが、メール受信にかかる通信料はご利用者様のご負担となります。
- 通行止め情報は、深夜・早朝に配信されることもありますのでご了承ください。



下記のURL・QRコードから登録・変更・解除して下さい。
<https://plus.combz.jp/connectFromMail/regist/qpce7948>

お問い合わせ

青森県 県土整備部 道路課 道路環境グループ
TEL 017-734-9656

青森県道路情報サイト「青森みち情報」からも登録出来ます。
(青森みち情報では全ての通行止め情報を確認できます。)

[パソコン・スマートフォン・携帯電話で→](#)

青森みち情報

検索

献血のお知らせ

生きるために必要な『血液』は、人間の体でしか作ることができません。

ケガなどにより輸血が必要な患者さんは大勢いますが、献血者が減少しています。

献血は助け愛！食事と休養をとり、当日は体調を整えて献血にご協力をお願いします。

◆実施日

12月21日(水)

◆場所・時間

◆菜の花にこにこセンター

10時～11時30分

◆横浜町役場前

13時～16時

※受付は終了時間の15分前までをお願いします。

※はじめて献血される方は、本人確認書類(運転免許証、保険証等)をご持参ください。

◆お問合せ

◇健康みらい課健康増進G
TEL 0175 (73) 7733

ふぐによる食中毒を 予防しましょう

自分で釣ったふぐ・譲った

ふぐが原因で重症事例や死亡事例が発生しています!!

◆消費者の皆様へ

ふぐは猛毒を持っており、ふぐを食用にするためには、種類の鑑別や有毒部位の除去等専門的な知識と技術が必要となります。

自ら調理することは非常に危険ですので、釣ったふぐ、もらったふぐは絶対に調理しない!釣ったふぐは、人に譲らないようにしましょう!

※ふぐ毒は、塩もみ、水にさらす、加熱などの調理では無(弱)毒化されることはありません。

※ふぐの有毒部位を食べると、食後20分～3時間程度でしびれや麻痺症状が現れ、全身に麻痺症状が広がり、重症の場合には呼吸困難で死亡することがあります。

◆食品等事業者の皆様へ

県内の飲食店等でふぐの処理(有毒部位の除去)を行う場合、青森県ふぐ取扱指導要綱(令和3年6月1日改正)に基づき、知事に認定されたふぐ処理者※の設置及びふぐ処理営業届が必要です。

※今年度のふぐ処理者認定試験は令和5年2月5日(申し込みは1月6日まで)

飲食店等におけるふぐ取り扱いについては、上十三保健所までお問い合わせください。

◆食品等事業者の皆様へ営業許可等に関するお知らせ

食品衛生法改正に伴い、以下の手続き等が必要な場合があります。

- ・新たに営業許可が必要になる場合があります。(漬物や水産製品の製造など)
- ・新たに営業届が必要な場合があります。(営業許可業種以外の食品の製造・加工業等)
- ・営業許可施設の作業場の手洗い設備の基準が変わり、営業許可を更新する事業者の皆様は、設備の変更が必要となる場合があります。

◆お問合せ

◇上十三保健所
TEL 0176 (23) 4261

マイナポイント終了間近!

マイナンバーカードを作って2万円分のポイントをもらおう!

国では、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化することを発表しました。また、運転免許証とも一体化が予定されており、今後におけるマイナンバーカードは、本人確認以外にも生活する上で必要になる場面が多くなります。

そんなマイナンバーカードですが、取得促進を目的として、総務省が実施している【2万円分のマイナポイント】のキャンペーンが終了間近となりました。マイナポイントの申請自体は令和5年2月末までとなっておりますが、マイナンバーカード未所持の方は、令和4年12月末までにマイナンバーカードを申請しないと、マイナポイント対象外となります。つまり、令和5年1月1日以降にカードを申請した方はマイナポイントがもらうことができません。

現在、駆け込み申請が増えており、カード発行まで約3週間のところ、一ヶ月以上の時間がかかっておりますので、カードが届いてからポイント申請期限までが非常に短くなっております。申込期限に十分お気をつけて申請くださるようお願いいたします。

令和5年度保育園新規 入園申込み受付案内

ご家庭で、(就労等で)保育が難しい乳幼児の保育園入園申込みを受付いたします。

◆受付期間

◇令和4年11月14日(月)
～令和5年1月20日(金)

※年度途中での入園を希望される場合は、入園を希望される月の前月10日までにお申込み下さい。

◆保育園名及び定員

◇ちどり保育園
(字三保野4-1)
定員 40人

◇第二ちどり保育園
(字上イタヤノ木93-18)
定員 30人

◆受付場所

◇福祉課福祉グループ窓口

◆申請書類等

①支給認定申請書兼保育利用申込書

②両親の就労証明書

③65歳未満の同居している祖父母等が保育できない証明書(就労証明書)

④所得課税証明書(最新版)

※①～③の用紙は福祉課福祉グループ窓口にごさいます。

す。

※②・③について会社勤め以外の方は、お住まいの各区担当民生委員からの証明が必要になります。

※④は令和4年1月1日時点で町外に住所があった方のみ必要となります。お住まいになられていた市町村役場事務担当課へお問い合わせ下さい。

◆入所できる児童

◇小学校就学前の児童で、両親および65歳未満の同居祖父母等が次のいずれかに該当する場合

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者に疾患・障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として町が認める場合

◆広域入所

保護者が仕事の都合上など特別な事由がある場合は、他の市町村等を選択できます。ただし、他市町村の承諾が得られる場合に限られます。その他詳しいことは、各保育施設及び、福祉課福祉グループまでお問い合わせ下さい。

◆お問合せ

◇福祉課福祉グループ
TEL 0175 (78) 2111
(内線 229)

ふるさと寄附金について

県では、ふるさと納税制度による寄附金を受け付けています。

この制度は、関わりが深い地域を応援したいみなさまの思いにお応えするもので、総務大臣の指定を受けた地方団体(都道府県・市区町村)に対して寄附をした場合に、現在お住まいの自治体の住民税(県民税・市町村民税)から、寄附金額に応じて一定額を控除するものです。

青森県では1万円以上のご寄附をいただいた県外在住の方を対象に、青森県産品をお

送りします。県内外問わず、「青森県を応援したい」とお考えのご親族・ご友人の方々にも、ぜひご紹介ください。

青森県への寄附のお申し出は、インターネットまたは寄附申出書のご提出(メール、FAX又は郵送)によりお願いいたします。

詳しくは、インターネットから「あおもりふるさと寄附金」でご検索ください。みなさまからのあつのご支援をよろしく願います。

※寄附申出書は、県ホームページからダウンロードすることが出来ます。また、各地域県民局県税課にも備え付けております。

◆お問合せ

◇青森県総務部税務課
TEL 017 (734) 9064

納税作品展示のお知らせ

横浜町納税貯蓄組合連合会では、納税貯蓄組合活動の一貫として毎年管内小中学校へ作品募集依頼をし、納税作品(作文・習字)を出品しています。

この作品募集は、納税思想の高揚を図り納税秩序の確立に資するために、児童及び生徒を対象として毎年実施しています。

今年度は、横浜小学校から習字70点、横浜中学校から習字2点・作文29点とたくさん応募がありました。

応募作品は審査し、習字は各学年1点、中学生の作文は3点を県連合会(上北ブロック)に推薦しました。

推薦作品は、役場1階ホールに12月1日～22日まで展示していますので、来庁の際ぜひ力作の鑑賞をお願いします。

◆お問合せ

◇役場税務課税務G
TEL 0175 (78) 2111
(内線 210)

よこはま温泉 年末年始(お正月)の営業のお知らせ

日頃から、皆様には「よこはま温泉」をご利用いただき、誠にありがとうございます。ご好評をいただいております。年末年始(お正月)の営業を下記のとおり実施しますので、

お正月帰省されますご家族やご親戚の方々とお誘い合わせの上、ごゆっくりと温泉に付き、日々の疲れをいやしていただきたいと思います。

また、年始営業日ご入浴の方には「よこはま温泉タオル」を進呈いたしますので、皆様のご利用をお待ちしております。

※年始営業中は、「入浴料無料券」はご利用できません。また、バスの送迎もございませんので、ご注意ください。

※よこはま温泉タオルの配布は1人1枚までとし、数が無くなり次第、終了いたします。

※1月5日(木)から平常営業。

◆営業日並びに利用時間

◇12月27日(火)
平常営業(一般入浴午前11時～午後8時)

◇12月28日(水)～12月31日(土)
休業日

◇1月1日(日)～1月3日(火)

年始営業(一般入浴午前10時～午後5時)

◇1月4日(水)
休業日

◇1月5日(木)
平常営業(一般入浴午前11時～午後8時)

◆お問合せ

◇よこはま温泉
TEL 0175 (78) 6531

◇役場福祉課
TEL 0175 (78) 2111

統計調査員を募集しています

町では各種統計調査(おおむね年に2、3件実施される)に従事したい方の希望者登録を実施しております。登録された方は統計調査員募集の際に優先してお声がけさせていただきます。

◆統計調査員の仕事

「統計法」で定められた統計調査の実施に伴い、統計の対象(町民や事業所)に調査票の記入依頼を行う。その後、書類のとりまとめを行い、決められた期日までに提出します。

◆統計調査員の任命

1. 調査内容によって調査に必要な人数を決めます。
2. 登録いただいた方の中から

ら、地区等の条件が合致する方に町から調査員受諾の打診をします。

3. 受諾いただける場合には、調査員として国・県へ推薦し、その後、国・県が統計調査員として任命します。

◆登録できる方の要件

- ・原則として年齢が満20歳以上の者
- ・警察、税務、報道及び興信探偵に係った業務に従事していない者
- ・公職の候補者の選挙運動に従事していない者
- ・暴力団員でない者
- ・秘密の保持誓約を厳守できる者
- ・その他調査活動に支障のない者

◆登録までの流れ

1. 申請書に必要事項を記入の上、本人が横浜町企画財政課に直接お持ちください。(要件確認の署名が必要となります)
2. 提出の際に、希望する地区等の調査員選定に必要な情報を聞き取りさせていただきます。
3. 町で書類等の審査を行います。

4. 後日結果を文書でお送りします。

※申請書は町ホームページ又は企画財政課でお受け取り下さい。

※登録された場合には3年おきに登録継続の確認連絡をさせていただきます。

※登録を解除したい場合には横浜町企画財政課にご相談ください。

◆報酬

約3万円～約9万円
※調査の種類によって異なります。

◆お問合せ・申込み

◇役場企画財政課企画財政G
TEL 0175 (78) 2111

12月は

- ・町県民税 第4期
 - ・国民健康保険税 第6期
- の納期限です

「(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

コスモエコパワー株式会社が計画する「(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧及び説明会を開催いたします。

1. 対象事業の名称：(仮称)横浜町風力発電事業
2. 対象事業実施区域：青森県上北郡横浜町
3. 縦覧の場所・時間：横浜町役場1階ホール、六ヶ所村3階政策推進課 (土・日・祝日を除く開庁時)
当社ウェブページ：<https://cosmo.eco-power.co.jp/news/assessment/yokohama3.html>
期 間：令和4年12月6日(火)～令和5年1月5日(木)
4. 意見書の提出：方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、令和5年1月19日(木)までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。
5. 説明会の日時・場所
日時：令和4年12月17日(土) 16時～18時 場所：六ヶ所村立屋内温水プール ろっぷ 研修室
日時：令和4年12月18日(日) 10時30分～12時30分 場所：横浜町ふれあいセンター大集会室
6. 問い合わせ先
コスモエコパワー株式会社 事業開発部 (担当) 三宅、佐藤
〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング 電話：03-5487-8561